

## 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度概要

### 1. コミュニティ・スクールとは!? 学校運営協議会とは!?

学校運営協議会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく、保護者や地域住民が学校運営に参画できる協議会で、教育委員会が学校に設置するものです。**コミュニティ・スクールは、「学校運営協議会」を設置した学校**のことを言います。

国において、平成29年3月に同法が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、藤沢市では市内小中特別支援学校全体に、段階的に設置することとし、令和3年度、「片瀬小学校」と「秋葉台小学校」をモデル校として先行設置しました。

なお学校運営協議会の導入については、藤沢市教育振興基本計画（第3期）にも位置付けています。

#### ★学校運営協議会の主な3つの機能

- ①校長が作成する「学校運営の基本方針」を承認する
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について（※）  
教育委員会に意見を述べるができる

（※）・特定の個人に関する意見を除く

- ・学校運営に資する建設的意見
- ・学校教育の過程を踏まえた一般的な意見

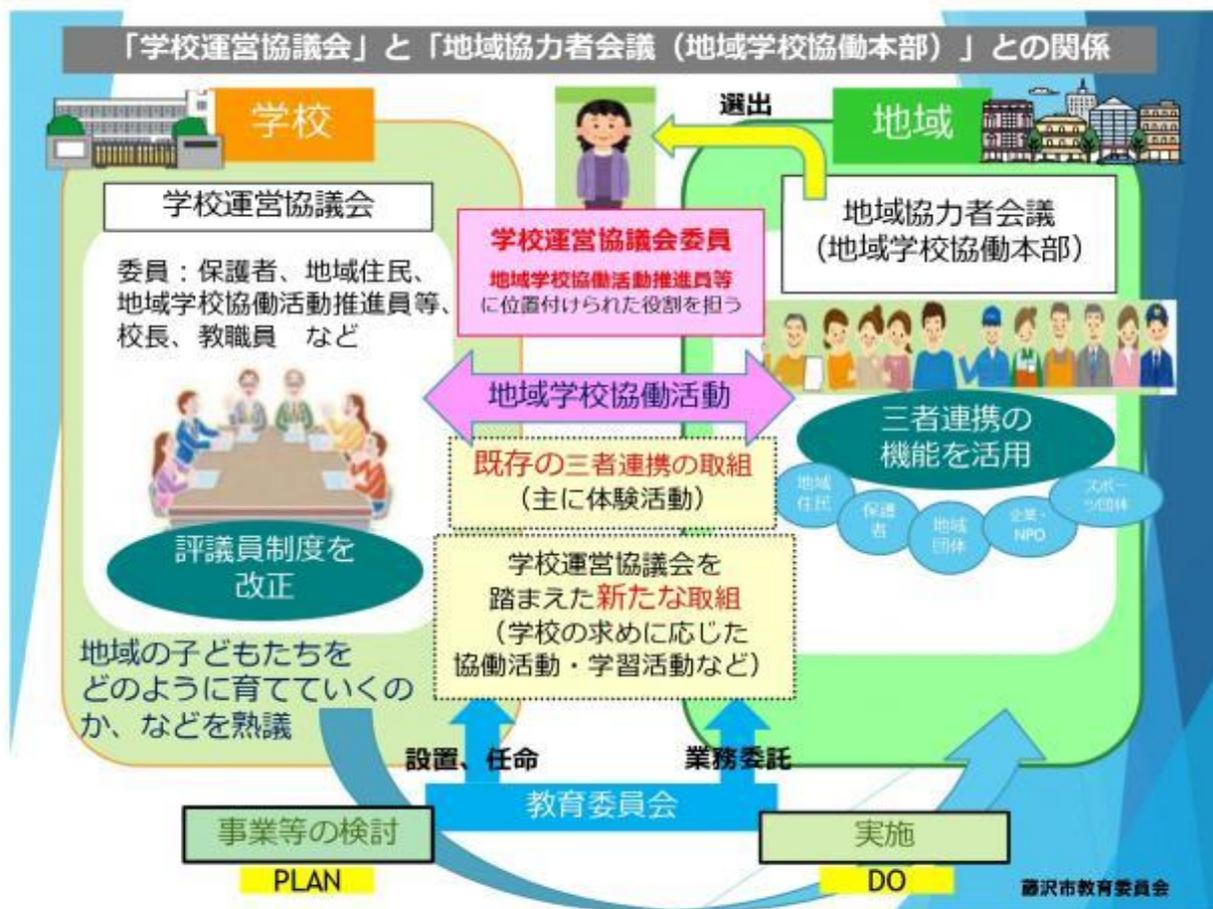
### 2. 藤沢市における学校運営協議会委員について

（1）「学校評議員」をベースに、段階的に「学校運営協議会」に移行していきます。

**※学校運営協議会を設置した学校は、学校評議員を廃止**になります。

学校評議員制度で行っていた学校評価等は、学校運営協議会を活用して実施することになります。

（2）国からは「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」の一体的推進が求められていることから、藤沢市独自の仕組みである**三者連携**を「地域学校協働本部」に位置付け、学校運営協議会との連携体制を構築します。



### 3. 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

#### これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

#### 《社会に開かれた教育課程》

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

※文部科学省 HP 「社会に開かれた教育課程」より

**学校と地域がつながる「手段」として  
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が制度化されている**

## 4. 2022 年度 学校運営協議会委員の人選と今後の進め方

### (1) 学校運営協議会委員の人選の方法について

委員の人選については、学校長、教育委員会、市民センター長・公民館長、三者連携役員等の4者で協議を行い決定します。R4年度の協議会委員の人選は3月中旬までに終える予定。

### (2) 学校運営協議会委員について

#### ①法律上の規定

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に次のとおり規定されています。

学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (一) 対象学校の所在する**地域の住民**
- (二) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の**保護者**
- (三) 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員や、対象学校の運営に資する活動を行う者
- (四) その他当該教育委員会が必要と認める者（※）

(※) 藤沢市規則では「校長」「教職員」「学識経験者」「関係行政機関の職員」「その他当該教育委員会が適当と認める者」としています。

なお教職員は委員でなくとも、各校における協議題を踏まえ、必要に応じて協議会に出席することができる。

【例】働き方改革の観点から・・・学年主任が各回に参加し現状を語る

#### ②学校評議員制度と学校運営協議会について

藤沢市においては、市立小・中・特別支援学校全てに置かれている学校評議員制度をベースに、学校運営協議会へ移行していくことから、**まず学校評議員への声掛けを学校から行う。**

なお、学校運営協議会を設置した学校については、**学校評議員を廃止**します。

#### ③藤沢市における規定

「藤沢市学校運営協議会規則」（別紙参照）において、委員の人数は一協議会につき15人以内としていますが、最少人数については定めていません。

任期は2年とし、再任を妨げず、また他校との兼務が可能です。なお、委員は特別職非常勤の身分を有するため報酬が発生します。（学校教職員及び行政職は報酬なし）

### (3) 人選にあたっての考え方

委員の人選は、学校評議員や前述の法の規定を満たす委員のほか、当該校における学校運営上の課題解決に資すると判断される委員を選出します。